

## 磐田市まち美化パートナー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、身近な公共空間である道路、河川、公園及び緑地等の公共施設(以下「公共施設」という。)の美化及び保全等について、市民がボランティアで管理するまち美化パートナー制度(以下「パートナー制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、公共施設及び地域への愛着心を育み、もって市民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象)

第2条 パートナー制度を行うもの(以下「パートナー」という。)は、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内の法人若しくは団体とする。ただし、パートナーが児童又は生徒の場合は、親権者等の法定代理人の同意を得るものとし、児童又は生徒で構成される団体の場合にあっては、20歳以上の者を代表者として定めるものとする。

### (実施方法)

第3条 パートナー制度は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) パートナーになることを希望する個人、法人又は団体が自ら区域及び活動内容を定めて市長に申し出ること。
- (2) 市長が区域及び活動内容を定めてパートナーを募集すること。

### (パートナーの役割)

第4条 パートナーは、次の各号に掲げる活動のいずれかを行うものとする。

- (1) 公共施設の清掃又は除草
  - (2) 公共施設の花壇又は樹木の管理
  - (3) 道路の陥没等の簡易的な補修
  - (4) 公共施設の破損又は公共施設の樹木の損傷等に関する情報の提供
  - (5) 市内の不法投棄に関する情報の提供
  - (6) 前号に掲げるもののほか市長と合意をしたもの
- 2 パートナーは、前項の活動を年3回以上行うものとする。ただし、気象条件その他パートナーの責に帰さない事由により当該活動が困難な場合は、この限りでない。

### (市の役割)

第5条 市長は、パートナーが前条の活動を行う際に、次の各号に掲げるもののうち必要と認めるものを予算の範囲内において行う。

- (1) 物品、用具等の支給又は貸与
- (2) 傷害保険の加入
- (3) 広報活動
- (4) その他市長が必要と認めるもの

### (看板の設置及び撤去)

第6条 市長は、パートナーが希望する場合は、第4条の活動を行う区域内に当該パートナー名を記した看板を設置することができる。

- 2 市長は、前項の看板が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置することができない。

- (1) 市長が、その区域内の景観を損ねると判断した場合
- (2) 設置する土地の管理者の承諾が得られない場合
- (3) その他市長が看板の設置を不相当と判断した場合

3 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定により設置された看板を撤去することができる。

- (1) 市長が第8条第2項の規定により合意の解消をした場合
- (2) その他市長が看板の撤去が必要と判断した場合  
(合意)

第7条 パートナーになることを希望する個人、法人又は団体は、パートナー申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)及びパートナー名簿を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けた場合において、その内容が適切であると認めるときは、当該個人、法人又は団体とパートナー合意書(様式第2号。以下「合意書」という。)を取り交わすものとする。

3 合意書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する合意の解消がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(合意の解消)

第8条 パートナーは、合意の解消を希望するときは、パートナー辞退届(様式第3号)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解消することができるものとする。

- (1) 前項の届出があったとき。
- (2) パートナーの活動が合意書の内容と異なるとき。
- (3) パートナーが公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (4) 当該公共施設の用地を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により合意を解消するときは、パートナー合意解消通知書(様式第4号)により当該パートナーに通知するものとする。

(安全対策及び注意事項)

第9条 パートナーは、合意書に掲げる活動を行う場合は、安全対策等に努めなければならない。

2 パートナーは、合意書に掲げる活動を行う場合は、公序良俗に反する行為、政治活動、営利活動、布教活動その他ボランティアとしてふさわしくない行為をしてはならない。

3 合意書に掲げる活動中に発生した事故及び第三者との紛議については、パートナーの責任とする。

(活動報告等)

第10条 パートナーは、1年間の活動状況をパートナー活動年間報告書(様式第5号)により翌年度の4月末日までに市長に報告するものとする。

2 パートナーは、合意書に掲げる活動中に事故が生じたときは、パートナー事故報告書(様式第6号)により速やかに市長に届け出るものとする。

(連絡調整)

第11条 パートナー制度の円滑な実施のために必要な関係部課との連絡調整は、生活環境部が行うものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 磐田市アダプト・ロード制度実施要綱(平成17年磐田市告示第41号)は、廃止する。
- 3 この告示の施行の日の前日までに、磐田市アダプト・ロード制度実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。